

# 高知県公報

発行  
高知県  
高知市丸ノ内  
一丁目2番20号  
発行日  
毎週2回  
(火曜日・金曜日)

## 目次

告 示		ページ
○種畜証明書の交付	(畜産振興課)	1
○保安林の解除	(治山林道課)	2
○漁獲共済の同意成立(第2号漁業)	(水産政策課)	2
○基本測量の終了の通知	(用地対策課)	2
○道路の区域変更(2件)	(道 路 課)	2
○道路の供用開始(2件)	( " )	2
公 告		
○土地改良区の解散の認可	(農業基盤課)	2
○開発行為に関する工事の完了(2件)	(都市計画課)	2
高知県公営企業局管理規程		
◎高知県公営企業局職員の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程		3
高知県教育委員会規則		
◎県費負担教職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則		3
高知県人事委員会規則		
◎住居手当に関する規則の一部を改正する規則		6

## 告 示

### 高知県告示第124号

家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)第4条第1項第2号の規定により次のとおり種畜証明書を交付したので、同法第8条第2項の規定により告示する。

平成22年3月5日

高知県知事 尾崎 正直

種畜証明書番号	検査年月日	名前 (登録・登記番号)	家畜の種類	品種	生年月日	検査成績	飼養者の住所及び氏名
平21高知県臨時第7号	平22・2・19	千代峰 (全和褐209)	牛	褐毛和種	平17・10・29	1級	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場
平21高知県臨時第8号	平22・2・19	繁舩 (全和2007子高褐223)	牛	褐毛和種	平19・8・16	1級	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場
平21高知県臨時第9号	平22・2・19	千代岩 (全和2008子高褐1005)	牛	褐毛和種	平20・3・24	2級	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場

高知県告示第125号

次の保安林を解除したので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成22年3月5日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 解除に係る保安林の所在場所  
高知市孕東町字大島60の2・字田有ヶ山74の2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
名所又は旧跡の風致の保存
- 3 解除の理由  
指定理由の消滅  
（「次の図」は、省略し、その図面を高知県林業振興・環境部治山林道課及び高知市役所に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第126号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出を審査した結果、次の区域及び区分について同届出に係る同意が同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めた。

平成22年3月5日

高知県知事 尾崎 正直

区域及び区分

高知県漁業協同組合の地区のうち旧御量瀬漁業協同組合の地区主として底びき網を使用して営む漁業

高知県告示第127号

国土交通省国土地理院長から平成21年7月高知県告示第494号（基本測量の実施の通知）で告示した基本測量を平成22年2月10日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により告示する。

平成22年3月5日

高知県知事 尾崎 正直

高知県告示第128号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成22年3月5日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年3月5日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 中平橋原
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
-----	--------	-----------------	---------------

高岡郡檮原町大向240番	前	4.0 }	200
	後	7.2 }	
		11.2 }	200
		25.5 }	

高知県告示第129号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成22年3月5日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年3月5日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 田村高須
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
南国市伊達野字天堤149番1から 南国市伊達野字天堤132番まで	前	5.6 }	64
	後	12.6 }	
		12.0 }	64
		12.6 }	

高知県告示第130号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成22年3月5日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年3月5日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 中平橋原
- 3 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
-------------	---------------	---------

高岡郡檮原町大向240番	54	平成22年3月5日
--------------	----	-----------

高知県告示第131号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成22年3月5日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年3月5日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 田村高須
- 3 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
南国市伊達野字天堤149番1から 南国市伊達野字天堤132番まで	64	平成22年3月5日

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第2項の規定により、土佐市岩戸出間土地改良区の解散を平成22年2月19日に認可した。

平成22年3月5日

高知県知事 尾崎 正直

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成22年3月5日

高知県知事 尾崎 正直

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
平成21年8月26日 21高幡土開第4号	四万十市安並字ヒキ コミ2283番地1ほか	四万十市具同8558番地 株式会社大二工業 代表取締役 有田 泉尾

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。  
平成22年3月5日

高知県知事 尾崎 正直

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
平成21年7月6日 21高須土第390号	高岡郡四万十町金上 野字三本松1330番ほか	高岡郡四万十町茂 串町3-2 四万十町長 前田 哲生

-----  
**公営企業局管理規程**  
-----

高知県公営企業局職員の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成22年3月5日

高知県公営企業局長 長瀬 順一

**高知県公営企業局管理規程第3号**

**高知県公営企業局職員の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程**

高知県公営企業局職員の給与の支給等に関する規程（昭和42年高知県企業局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「を含む」を「を含む。第9条の3において同じ」に改める。

第9条の3中「夜間看護等手当又は」を削り、「救急医療等」を「救急医療等」に、「従事したもの」を「従事したものは正規の勤務時間以外の時間において救急医療等の業務に従事した職員（夜間看護等手当の支給を受ける場合を含む。）」に改める。

**附 則**

この規程は、平成22年3月5日から施行し、改正後の高知県公営企業局職員の給与の支給等に関する規程の規定は、平成21年12月1日から適用する。

-----  
**教育委員会規則**  
-----

県費負担教職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月5日

高知県教育委員会委員長 河田 耕一  
**高知県教育委員会規則第4号**  
**県費負担教職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則**

県費負担教職員の人事評価に関する規則（平成17年高知県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項の表中

「学校事務職員用（別記第12号様式）」

を

「学校事務職員（総括主任）用（別記第12号様式）」

学校事務職員用（別記第13号様式）」

に、「（別記第13号様式）」を「（別記第14号様式）」に改める。

別記第13号様式を別記第14号様式とし、別記第12号様式を別記第13号様式とし、別記第11号様式の次に次の1様式を加える。

第12号様式 (第5条関係)

年度教職員人事評価書 (学校事務職員 (総括主任) 用)

番号	
----	--

定期評価	
------	--

条件評価	
------	--

評価期間	年 月 日～ 年 月 日
------	--------------

所属	立 学校	職名	ふりがな 氏名	性別
所属コード		現所属 異動日	年 月 日	生年月日 年 月 日生
職員番号		在職年 数	通算在職年数 ( 年 ) 現所属在職年数 ( 年 )	年齢 ( 年 月 日現在)
勤務についての 特記事項				

				職員氏名		
項目	要素	着眼点	自己 評価	1次評価者 氏名：	2次評価者 氏名：	
共通 評価	態度	1 責任感を持って積極的に取り組む姿勢 2 他と協調しながら取り組む姿勢 3 教育公務員としての自覚及び規律性を持って取り組む姿勢		S A B C	S A B C	
	児童 生徒 理解	能力	1 児童生徒理解 2 職務知識 3 創意工夫 4 施設設備の管理		S A B C	S A B C
		成果	1 課題解決 2 意思疎通 3 関係機関等との連携		S A B C	S A B C
項目 別・ 要素 別 評価	事務 全般	能力	1 職務遂行 2 新しい制度及びシステムへの対応 3 職務結果の分析		S A B C	S A B C
		成果	1 職務目標の達成 2 職務の正確性及び効率性 3 業務改善		S A B C	S A B C
		職員 把握 育成	能力	1 職員の把握・育成 2 リーダーシップ		S A B C
	成果	1 職員の適性の発見及び能力の育成 2 進行管理の徹底等による職務改善 3 事務処理の効率化		S A B C	S A B C	
	学校 運営 等へ の参 画	能力	1 学校運営への参画及び先見性 2 学校事務の管理・運営に関する職務 3 意義及び背景の理解 4 課題把握・解決		S A B C	S A B C
		成果	1 学校事務の管理・運営のシステム化の推進 2 学校教育目標達成への貢献 3 渉外・広報の取組成果		S A B C	S A B C
1次評価者所見 (特記事項)						
総合評価						
態度	S A B C	能力	S A B C	成果	S A B C	

<評価の根拠>	
<職業能力の育成に関する事項（伸ばしたい能力、改善すべき課題等）>	
2次評価者（職名・氏名）	㊞

年度  
自己目標シート（学校事務職員（総括主任）用）

所属	
----	--

氏名	生年月日	年 月 日生			在職年数	通算	現所属
		年齢					
分掌業務							
学校教育目標の達成に向けて取り組む姿勢							
目指す学校事務職員像と自己課題							
昨年度の成果と課題							
担当する職務の目標と成果							
児童生徒理解	年度当初の目標等	自己目標			目標達成の手立て		
	年度途中の変更点						
	成果と課題<自己評価 S A B C>						
事務全般	年度当初の目標等	自己目標			目標達成の手立て		
	年度途中の変更点						
	進捗状況 <small>ちよく</small>						
	成果と課題<自己評価 S A B C>						

職員把握育成	年度当初の目標等	自己目標	目標達成の手立て
	年度途中の変更点		
	進捗状況		
	成果と課題<自己評価 S A B C>		
学校運営等への参画	年度当初の目標等	自己目標	目標達成の手立て
	年度途中の変更点		
	進捗状況		
	成果と課題<自己評価 S A B C>		
研修	年度当初の目標		
	目標達成の手立て		
	成果と課題		
態度に関する自己評価（総合）		S A B C	
特記事項			

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

人事委員会規則

住居手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月5日

高知県人事委員会委員長 起塚 昌明

高知県人事委員会規則第6号

住居手当に関する規則の一部を改正する規則

住居手当に関する規則（昭和49年高知県人事委員会規則第29号）の一部を次のように改正する。

第2条中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第1号中「及び」を「又は」に改め、同条第3号を次のように改める。

(3) 職員の扶養親族たる者（職員の給与に関する条例第10条第2項に規定する扶養親族で同条例第11条第1項の規定による届出がされているもの、公立学校職員の給与に関する条例第13条第2項に規定する扶養親族で同条例第14条第1項の規定による届出がされているもの又は警察職員の給与に関する条例第10条第2項に規定する扶養親族で同条例第11条第1項の規定による届出がされているものに限る。以下この号において同じ。）が所有する住宅若しくは職員の配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、父母若しくは配偶者の父母で、職員の扶養親族たる者以外のものが所有し、若しくは借り受け、居住している住宅又は人事委員会がこれらに準ずると認める住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している職員第3条から第4条までを削る。

第5条中「第1項第3号」を「第1項第2号」に、「第2条第1号」を「前条第1号」に改め、同条を第3条とする。

第5条の2の見出し中「借受け住宅における」を削り、同条中「第1項第3号」を「第1項第2号」に改め、「（第5条の4において「単身赴任手当権衡職員」という。）」及び「（第5条の4において「単身赴任手当の支給要件に係る子」という。）」を削り、「警察職員の給与に関する条例第12条第4項」を「警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年高知県条例第47号）第13条第1項第3号」に改め、「第5条の4において「異動又は公署の移転」という。」を削り、「前条に規定する職員宿舍、宿舍及び」を「第2条第1号に規定する職員宿舍、同条第2号に規定する宿舍及び同条第3号に規定する」に改め、同条を第4条とする。

第5条の3及び第5条の4を削る。

第6条第1項中「実情、住宅の所有関係等」を「実情」に、「家賃の額、住宅の所有関係等」を「家賃の額等」に改め、同条

を第5条とする。

第7条を第6条とする。

第8条中「第6条第1項」を「第5条第1項」に改め、同条を第7条とする。

第9条第1項ただし書中「第6条第1項」を「第5条第1項」に改め、同条を第8条とする。

第10条を第9条とする。

第10条の2の前の見出し及び同条から第10条の7までを削る。

第11条を第10条とする。

別記様式を次のように改める。

別記  
第1号様式(第5条関係)

住居届

( 年 月 日提出)

任命権者 様	勤務公署		氏名	印
	職員番号			
	職名			

住居手当に関する規則第5条第1項の規定により、居住の実情を届け出ます。

届出の理由(該当するものの□にL印を付ける。)
<input type="checkbox"/> 1 新規(□第1項第1号 □第1項第2号)
<input type="checkbox"/> 2 支給要件の喪失(□第1項第1号 □第1項第2号)
<input type="checkbox"/> 3 転居(1又は2に該当する場合を除く。)
<input type="checkbox"/> 4 契約関係の変更
<input type="checkbox"/> 5 家賃の額の改定
<input type="checkbox"/> 6 その他( )

届出の理由が生じた年月日( 年 月 日)

住居手当の条項第1項第1号	契約の開始	年 月 日から	住宅への入居年月日	年 月 日
	住宅の所在地			
	住宅の所有者	続柄( )	住所	
	住宅の貸主	続柄( )	住所	
	住宅の借主	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 扶養親族 続柄( )	共同名義人が	<input type="checkbox"/> いない <input type="checkbox"/> いる 続柄( )
家賃等	月額 ( 年 月 日から)	円	左記の家賃等には <input type="checkbox"/> 電気、ガス又は水道の料金が含まれている(光熱費込みの下宿代) <input type="checkbox"/> 食費等が含まれている(賄い付きの下宿代)	
住居手当の条項第1項第2号	契約の開始	年 月 日から	住宅への入居年月日	年 月 日
	住宅の所在地			
	住宅の所有者	続柄( )	住所	
	住宅の貸主	続柄( )	住所	
	住宅の借主	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 扶養親族 続柄( )	共同名義人が	<input type="checkbox"/> いない <input type="checkbox"/> いる 続柄( )
家賃等	月額 ( 年 月 日から)	円	左記の家賃等には <input type="checkbox"/> 電気、ガス又は水道の料金が含まれている(光熱費込みの下宿代) <input type="checkbox"/> 食費等が含まれている(賄い付きの下宿代)	

借家・借間(住居手当の条項第1項第1号)

借家・借間(住居手当の条項第1項第2号)

上記のとおり

確認する。

確認し、住居手当に関する規則第7条に規定する家賃の額に相当する額は、 円で  
あると算定する。(住居手当の条項第1項第1号)

確認し、住居手当に関する規則第7条に規定する家賃の額に相当する額は、 円で  
あると算定する。(住居手当の条項第1項第2号)

年 月 日

職名 氏名 印

取扱者  
認印

備考

記入上の注意

1 「届出の理由」欄の新規及び支給要件の喪失については、届出に係る住宅の種類に応じて、職員が居住する借家・借間にあつては第1項第1号、単身赴任手当を支給される職員の配偶者等が居住する借家・借間にあつては第1項第2号のそれぞれ該当するものの□にL印を付ける。

2 「家賃等」欄は、権利金、敷金、食費、電気代、ガス代、水道代、共益費若しくは店舗付き住宅の店舗部分その他これに類するものに係る借料又は借り受けた住宅を他に転貸している場合の転貸部分に係る家賃等を含まないものを記入する。ただし、居住に関する支払額に電気、ガス若しくは水道の料金が含まれている場合(例：光熱費込みの下宿代)又は居住に関する支払額に食費等が含まれている場合(例：賄い付きの下宿代)で家賃に相当する額の算出が困難なときは、光熱費、食費等を含めた額(光熱費込みの下宿代又は賄い付きの下宿代)を記入して差し支えない。  
なお、この場合は、該当するものの□にL印を付ける。



第2号様式（第6条関係）

住居手当認定簿

所属	異動後の所属		支給の時期等	住居手当の月額	氏名	備考
	届出の理由 発生年月日 (改定年月日)	内容				
年 月 日 { から } 年 月 日 { まで }	年 月 日	受理年月日	該当条文（決定家賃等） <input type="checkbox"/> 住居手当の条項第1項 第1号（ 円） <input type="checkbox"/> 住居手当の条項第1項 第2号（ 円）	年 月 分 { から } 年 月 分 { まで }	円	年 月 日 印
年 月 日 { から } 年 月 日 { まで }	年 月 日	年 月 日	<input type="checkbox"/> 住居手当の条項第1項 第1号（ 円） <input type="checkbox"/> 住居手当の条項第1項 第2号（ 円）	年 月 分 { から } 年 月 分 { まで }	円	年 月 日 印
年 月 日 { から } 年 月 日 { まで }	年 月 日	年 月 日	<input type="checkbox"/> 住居手当の条項第1項 第1号（ 円） <input type="checkbox"/> 住居手当の条項第1項 第2号（ 円）	年 月 分 { から } 年 月 分 { まで }	円	年 月 日 印
年 月 日 { から } 年 月 日 { まで }	年 月 日	年 月 日	<input type="checkbox"/> 住居手当の条項第1項 第1号（ 円） <input type="checkbox"/> 住居手当の条項第1項 第2号（ 円）	年 月 分 { から } 年 月 分 { まで }	円	年 月 日 印
年 月 日 { から } 年 月 日 { まで }	年 月 日	年 月 日	<input type="checkbox"/> 住居手当の条項第1項 第1号（ 円） <input type="checkbox"/> 住居手当の条項第1項 第2号（ 円）	年 月 分 { から } 年 月 分 { まで }	円	年 月 日 印
年 月 日 { から } 年 月 日 { まで }	年 月 日	年 月 日	<input type="checkbox"/> 住居手当の条項第1項 第1号（ 円） <input type="checkbox"/> 住居手当の条項第1項 第2号（ 円）	年 月 分 { から } 年 月 分 { まで }	円	年 月 日 印
年 月 日 { から } 年 月 日 { まで }	年 月 日	年 月 日	<input type="checkbox"/> 住居手当の条項第1項 第1号（ 円） <input type="checkbox"/> 住居手当の条項第1項 第2号（ 円）	年 月 分 { から } 年 月 分 { まで }	円	年 月 日 印
年 月 日 { から } 年 月 日 { まで }	年 月 日	年 月 日	<input type="checkbox"/> 住居手当の条項第1項 第1号（ 円） <input type="checkbox"/> 住居手当の条項第1項 第2号（ 円）	年 月 分 { から } 年 月 分 { まで }	円	年 月 日 印
年 月 日 { から } 年 月 日 { まで }	年 月 日	年 月 日	<input type="checkbox"/> 住居手当の条項第1項 第1号（ 円） <input type="checkbox"/> 住居手当の条項第1項 第2号（ 円）	年 月 分 { から } 年 月 分 { まで }	円	年 月 日 印
備考						

附 則

- (施行期日)
- この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- (経過措置)
- この規則による改正前の住居手当に関する規則別記様式は、この規則による改正後の住居手当に関する規則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。